**平成２８年（フ）第１５７号**
群馬県前橋市駒形町1111番地７　グランコンフォート　302号
破産者　田村　　聡
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２８年（フ）第３５号**
埼玉県狭山市広瀬台３丁目36番31号
破産者　大木　直樹
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２８６号**
埼玉県所沢市緑町３丁目17番55―812号
破産者　笹木　朋児
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３０６号**
埼玉県春日部市大沼５丁目27番地７
破産者　谷田貝之博
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３５５号**
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保289番地１　ディックピア鶴瀬107号、前住所新潟県新潟市西区五十嵐一の町6296番地１　コーポ高橋Ｂ101
破産者　和田　利夫
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３７７号**
埼玉県所沢市南住吉12番21―306号　エスポワール所沢２
破産者　日色　康氏
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３９２号**
埼玉県所沢市若狭１丁目2929番地の１　プラシード204
破産者　河野　嘉之
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２号**
富山県下新川郡入善町入膳7791番地５　コーポにゅうぜん２―207、前住所富山県下新川郡朝日町西町28番地
破産者　お食事処なにわこと　酒井　　明（旧姓杉本）
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２８年（フ）第５４号**
長野県上田市上野269番地１
破産者　森内　　浩
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

**平成２７年（フ）第２９６号**
静岡県磐田市下神増303番地16　リリエンベルクＢ、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市壱貫地446番地１　リバーサイドビレッジⅡ―102号
破産者　戸谷　修也
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第１９１号**
静岡県掛川市大渕6846番地の６
破産者　野田　孝弘
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第２２０号**
静岡県浜松市中区曳馬３丁目36番25号
破産者　富永　祐輔
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第４０２号**
名古屋市港区野跡３丁目３番２―803号　梅ノ木荘、開始決定時の住所名古屋市中川区尾頭橋３丁目１番18号　パレス尾頭橋602号
破産者　ＤＥＮ：デザイン事務所こと　弘畑　利教
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第８０６号**
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘19棟207号
破産者　さぬきうどんもりこと　西岡　邦子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第８５３号**
愛知県半田市前崎東町27番地
破産者　知多空調設備こと　榊原　武雄
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第４０５号**
京都市下京区七条御所ノ内北町91番地　パルシティ西大路603、前住所京都市西京区下津林番条145番地
破産者　田村政一こと田村泰成こと　金　　泰成
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第６２７号**
京都府南丹市美山町小渕クゼ22番地、前住所京都市伏見区淀際目町35番地１　ライオンズマンション京都淀Ｂ棟407号
破産者　布施佐知子
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第２８５８号**
大阪市都島区都島本通４丁目18番15―1001号
破産者　髙島英斌こと　髙　　英斌
1　決定年月日　平成28年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部